

## 「消費税確定申告相談会」日程のご案内

### 通常日程

- ①会場：川崎西青色申告会館 2階  
 ②日程：平成30年3月16日（金）～4月2日（月）（土・日・祝祭日を除く）  
 ③受付時間：午前9時00分～11時30分（会計ソフトの方は11時00分）  
 午後1時00分～3時30分（会計ソフトの方は3時00分）

※ 会計ソフトをご利用されて消費税の申告をされる方は、**必ず予約をお取りの上お越し下さい。**  
 相談時間はお1人1時間ごととなります。

※ 平成30年4月2日（月）【最終日】の消費税確定申告書類のお預かりは午前中收受分までとなります。川崎北税務署分につきましては、3月30日（金）の午前中收受分までとなります。

※ 上記日程以外に「土曜日相談会」（午前中のみ）を行います。予約制となりますので、希望される方は必ず予約をお取り下さい。

### 土曜日相談会日程（予約制） ※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ①会場：川崎西青色申告会館 2階  
 ②日程：平成30年3月24日（土）  
 ③受付時間：午前9時00分～11時00分  
 ※ 駐車場を用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

### ☆相談会にご持参いただくもの

- ♪ 消費税確定申告書・付表（税務署より届いています。なお、電子申告をされている方には届きません。事務所に備え付けの用紙をご利用ください。）
- ♪ 平成27・28・29年分「青色申告決算書」・「収支内訳書」（白色申告）の控え
- ♪ 平成27・28・29年分「所得税の確定申告書」の控え
- ♪ 帳簿
- ♪ 平成27・28年分の消費税確定申告書の控え（申告をされた方）
- ♪ 認め印鑑
- ♪ 平成29年中において事業用固定資産（車輛など）を取得または売却された方はその請求書、領収書など
- ♪ マイナンバーカード・住民基本台帳カード（電子証明書付で申告期間中に有効期間があるもの。以下、住基カード）⇒電子申告（本人送信）をされる方は、設定した「署名用電子証明書暗証番号」を必ずお控の上お越し下さい。各種パスワード管理表をお持ちの方はご持参下さい。
- ♪ マイナンバー管理表
- ♪ 本人確認書類（注1参照）のコピー

※ 会計ソフト・ブルーリターンAをご利用でマイナンバーカード・住基カードをお持ちでない方は、国税庁が定めるOCR規格に準拠した様式で申告書等を印刷して書面提出をします。この場合、申告業務効率化のため、500円の手数料を領収させていただきますのでご了承下さい。

### （注1）本人確認書類について

消費税の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

つきましてはマイナンバー管理表をご記入の上、本人確認書類として下記の①・②いずれかのご用意をお願いします。（平成29年12月配布の「平成29年分確定申告の留意点」も併せてご確認ください。）

- ① マイナンバーカードをお持ちの方は、顔写真面とマイナンバー記載面のコピー
- ② マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カード（マイナンバーの記載面）と運転免許証や公的医療保険の被保険者証のコピー

## 消費税の確定申告にあたりご注意ください

- 各税区分・各事業区分の集計（会計ソフトの方は入力）について
  - 一般課税の方  
売上・経費の税区分（課税・非課税）の集計（会計ソフトの方は税区分の入力）をお願いします。
  - 簡易課税を選択されている方  
二種類以上の事業区分がある方は、各事業区分の売上集計（会計ソフトの方は事業区分の入力）をお願いします。
- 平成29年分において消費税の確定申告が必要な方について

①	基準期間（平成27年分）において課税売上高が1,000万円を超えている。
②	特定期間（平成28年1月1日から6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている。 （注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者 <b>選択</b> 届出書を提出している。

上記①～③の内、いずれか1つでも条件が当てはまる場合は、平成29年分の課税売上高が1,000万円を満たしていなくても消費税の確定申告が必要になります。必ず各年分の消費税・所得税の確定申告関係書類や各種届出書をご確認の上、お間違えのないよう消費税の確定申告を行ってください。

- 消費税の確定申告期限は平成30年4月2日（月）までです。納期限（法定納期限）も同じです。現金納付の方は必ず納付書をお書きの上、期限内に最寄りの金融機関より納付をお願いします。

口座振替で納付の方は、平成30年4月25日（水）にご指定の口座より引き落とされます。納税が納期限に遅れますと、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。なお、振替納税についても、残高不足等で振替ができなかった場合には、同様に法定納期限の翌日から延滞税が掛かりますので、ご注意ください。

## 所得税・消費税の確定申告期のお願い

- 譲渡所得（土地・建物・株式等の売却）の申告については事前に税務署でご相談を受けていただくか、東京地方税理士会・川崎西支部の税理士にご相談（税理士への相談は有料となります）いただき、「譲渡所得の内訳書」並びに「確定申告書第3表」の作成をして下さい。当会へ決算・申告相談にお越しの際には、その作成した資料をお持ち下さい。  
譲渡所得の申告は、複雑でご用意いただく書類も多数となりますので、当会では申告業務に応じられませんのでご了承下さい。
- 自主申告・自主納税となっております。申告終了後は必ずご自身で計算内容・申告内容等をご確認下さい。  
申告した内容に誤りがある場合は、申告期間中（所得税は平成30年3月15日、消費税は平成30年4月2日まで）であれば、訂正申告をすることができます。なお、申告期間後は更正の請求や修正申告となります。
- 所得税・消費税相談会期間中のお電話での申告相談等はお断りさせていただきます。
- 3月に入ってからの所得税決算・申告相談会は来所者も多く、お待ちいただく時間も大変長くなります。お早めの申告準備とご来所をお願いいたします。

☆ご不明な点や相談の予約は申告会事務所へご連絡下さい。